

議案第7号

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、資源物の持去り行為に対する罰則を定め、併せて字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年北名古屋市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、運搬」を「又は運搬」に改める。

第14条第1項中「、運搬」を「又は運搬」に、「など」を「等」に改める。

第15条の2第1項中「については、市及び市から収集、運搬の委託を受けた者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない」を「の所有権は、市に帰属するものとする」に改め、同項ただし書きを削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市及び市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第24条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第25条 第15条の2第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成31年6月1日から施行する。